

須坂市職員に対する懲戒処分等の公表について

2025 年 10 月 24 日

次のとおり懲戒処分等を行ったので、公表します。

処分対象者及び処分内容

所 属	職 層	性 別	年 齢	処分内容
社会共創部	係長	男	40 歳代	減給 10 分の 1 （2 月）
教育委員会	主任主事	男	30 歳代	戒告

処分年月日

2025 年 10 月 24 日（金）

処分に至った事実の概要

当時担当していたふるさと納税に係る業務において、職務上利害関係のある者との会食を相手方負担により重ねるとともに、上司への報告をせずに、商品登録シートの手書や業務委託手数料の過払いなど不適正な事務処理を行った。
なお、業務委託手数料の過払いについては、すでに委託業者から全額返還済である。

処分の理由

地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号
須坂市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第 3 条

その他

上記の処分における指導監督責任として、同日付で上司を文書による厳重注意としました。

このたびの市職員の不適正な事案は、市民の皆様の市及び市職員に対する信頼を失墜させるものであり、心からお詫びを申し上げます。

今回の件を重く受け止め、職員倫理規程（11 月施行予定）を制定し、職員一人ひとりが、職務遂行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くことのないよう、市政に対する信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいります。

問い合わせ：須坂市総務課 （026－248－9000）